

## 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の今後の主なスケジュール

区 分	内 容
第 1 期 中期目標期間	<p><b>平成 24 年度</b> (法人化 3 年目)</p> <p><b>【年度評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度評価 (法 28 条 1 項)</li> <li>平成 23 年度評価結果の機構への通知 (法 28 条 3 項)</li> <li>平成 23 年度評価結果の知事への報告及び公表 (法 28 条 4 項)</li> </ul> <p><b>【財務諸表】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事による平成 23 年度財務諸表の承認の際の意見 (法 34 条 3 項)</li> </ul>
	<p><b>平成 25 年度</b> (法人化 4 年目)</p> <p><b>【中期目標・中期計画の変更】</b> (木曾看護専門学校の運営に伴うもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事による中期目標の変更の際の意見 (法 25 条 3 項)</li> <li>中期計画の変更に対して知事が認可する際の意見 (法 26 条 3 項)</li> </ul> <p><b>【年度評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年度評価 (法 28 条 1 項)</li> <li>平成 24 年度評価結果の機構への通知 (法 28 条 3 項)</li> <li>平成 24 年度評価結果の知事への報告及び公表 (法 28 条 4 項)</li> </ul> <p><b>【財務諸表】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事による平成 24 年度財務諸表の承認の際の意見 (法 34 条 3 項)</li> </ul>
	<p><b>平成 26 年度</b> (法人化 5 年目)</p> <p><b>【年度評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度評価 (法 28 条 1 項)</li> <li>平成 25 年度評価結果の機構への通知 (法 28 条 3 項)</li> <li>平成 25 年度評価結果の知事への報告及び公表 (法 28 条 4 項)</li> </ul> <p><b>【財務諸表】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事による平成 25 年度財務諸表の承認の際の意見 (法 34 条 3 項)</li> </ul> <p><b>【中期目標の期間の終了時の検討】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事による機構の業務継続、あり方検討を行う際の意見 (法 31 条 2 項)</li> </ul> <p><b>【次期中期目標・次期中期計画の作成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事による次期中期目標の作成の際の意見 (法 25 条 3 項)</li> <li>次期中期計画の作成に対して知事が認可する際の意見 (法 26 条 3 項)</li> </ul>
第 2 期 中期目標期間	<p><b>平成 27 年度</b> (法人化 6 年目)</p> <p><b>【年度評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年度評価 (法 28 条 1 項)</li> <li>平成 26 年度評価結果の機構への通知 (法 28 条 3 項)</li> <li>平成 26 年度評価結果の知事への報告及び公表 (法 28 条 4 項)</li> </ul> <p><b>【中期目標期間評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 期中期目標期間評価 (法 30 条 1 項)</li> <li>第 1 期中期目標期間評価結果の機構への通知 (法 30 条 3 項において準用する法 28 条 3 項)</li> <li>第 1 期中期目標期間評価結果の知事への報告及び公表 (法 30 条 3 項において準用する法 28 条 4 項)</li> </ul> <p><b>【財務諸表】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事による平成 26 年度財務諸表の承認の際の意見 (法 34 条 3 項)</li> </ul>

(注)「法」は地方独立行政法人法